JR東海労申第38号 2018年3月8日

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柘植 康英 殿

> JR東海労働組合 中央執行委員長 小林 光昭

「シニア契約社員の雇用に関する協約」に関する申し入れ

2018年2月16日に閣議決定された「高齢対策大綱」では「65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある。70歳やそれ以降でも、個々の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しており、高齢者を支える発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることが必要である」と認識が述べられている。

JR東海労は、会社が導入したシニア契約社員制度について「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境づくり」の一環であると認識する。

上記の認識を踏まえ、会社が提示した、シニア契約社員の雇用に関する協約 (案)(以下「協約案」という)等について、以下のとおり申し入れるので団体 交渉を開催すること。

記

- 1.協約案第3条(シニア契約社員の雇用)について「業務の必要性、本人の 意欲、能力、健康状態、勤務成績等を考慮のうえ、希望する者をシニア契約 社員として雇用する。」とし、65 歳以降も就業を希望する者全員を雇用する 制度とすること。
- 2. シニア契約社員制度は、出向している専任社員もシニア契約社員として 65 歳以降も出向先で働けるものとすること。
- 3.シニア契約社員の具体的勤務内容・勤務体系は、体力と能力に見合った 65 歳以降でも意欲を持って働けるものとすること。
- 4. 2018年4月1日契約開始となるシニア契約社員数を、系統ごと、鉄道事業

本部ごと(あるいは支社ごと)に明らかにすること。

- 5. 前項のシニア契約社員の具体的職種を明らかにすること。
- 6. 協約案「第5章 勤務」について
- (1) 年休の使用順序は、基本協約第57条の定めを準用するのか、明らかにすること。
- (2) 年休の請求手続きは、基本協約第58条の定めを準用するのか、明らかにすること。
- 7. 協約案「第6章 賃金」について
- (1)第27条(基本給)は「シニア契約社員の基本給は、本人の経歴及び他との均衡を考慮して、会社が定める。」となっているが、シニア契約社員の基本給は個人ごとにそれぞれ全く違うのか、専任社員時の所属区分によって決定するのか、「他との均衡」とは何か、明らかにすること。
- (2) 期末手当については、第29条1項で「基準日前1箇月以内に雇用契約の終了となる場合は支給しない」としているが、理由を明らかにすること。
- (3) 第29条4項に関して、期末手当の具体的支給方等について明らかにすること。
- 8. 協約案第31条(表彰)で「シニア契約社員の表彰に関する事項は基本協約 第2章第5節(第29条、第30条及び第30条の2を除く。)の定めを準用す る。」となっているが、乗務員についてはシニア契約社員として雇用しないの か、明らかにすること

以上